

平成20年（ワ）第1079号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

被告 ニューファイナンス株式会社

請求の趣旨訂正の申立書

平成20年 5月 1日

京都地方裁判所 第6民事部 合議係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 黒 木 理 恵

同 河 原 田 幸 子

同 上 田 孝 治

同 五 條 操

頭書事件において、平成20年4月8日付訴状の請求の趣旨第1項及び第2項について下記のとおり訂正します。

記

第1項

被告は、被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載1の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。

## 第 2 項

被告は、被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載 2 の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。

以上